

令04原機(再)074  
令和5年1月18日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口 正範  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

再処理施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第50条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

## 核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す。

## 1. 変更の内容

## (1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文の追加

第Ⅲ編 第5節 第168条の2として、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追加する。

## (2) 個人線量計及び積算線量計に係る記載変更

熱ルミネッセンス線量計(TLD)以外の線量計も使用できるように、線量計の種類(検出素子)を特定しない記載に変更する。

## 1) 個人線量計に係る変更

「第Ⅱ-8表 外部被ばくによる線量の測定」に記載の個人線量計の種類について、変更する(例:TLDバッジ → 体幹部用線量計)。

## 2) 積算線量計に係る変更

「第Ⅳ-1表 陸上環境放射能監視計画」及び「第Ⅳ-4表 環境監視野外設備の構成及び配置」に記載の積算線量計の種類について、変更する(例:積算線量計(TLD) → 積算線量計)。

## (3) 分離精製工場の受入基準(ウラン濃縮度)の変更

第125条の5(工程洗浄における硝酸ウラニルの受払い)において、プルトニウム転換技術開発施設から分離精製工場へ硝酸ウラニルを受け入れる際の基準を定めた「第Ⅲ-7-(1)表 分離精製工場の受入基準」について、ウラン濃縮度を以下のとおり変更する。

変更前: ウラン濃縮度 4 % (重量) 以下 (濃度: 450 gU/L 以下)

変更後: ウラン濃縮度 1.6 % (重量) 以下 (濃度: 450 gU/L 以下)

## (4) その他記載の適正化等

## 1) 品質マネジメントシステム文書名の変更

「第Ⅰ-4図(文書体系図)」及び「第Ⅰ-1-(1)表(保安規定に基づき定める作業手順書等)」に記載の文書名を以下のとおり変更する。

変更前: 定期的な作業の観察及び評価実施要領書

変更後: 定期的な作業の観察及び評価要領書

## 2) 保全区域境界の変更

「第Ⅳ-1図 環境試料等の採取又は測定場所(周辺監視区域内)」の保全区域境界について、「第Ⅱ-2図(周辺監視区域)」に合わせ変更する。

## 3) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会規則の明示

核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会規則を「第Ⅰ-4図(文書体系図)」及び「第Ⅰ-1-(1)表(保安規定に基づき定める作業手順書等)」に追加する。

4) 一部の建物の追加及び撤去に伴う変更

「第IV-1 図 環境試料等の採取又は測定場所（周辺監視区域内）」の一部の建物について、追加及び撤去に伴う変更を行う。

2. 変更の理由

(1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文の追加

放射性廃棄物の低減化を図ることに伴い、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として取り扱うための判断方法など、当該廃棄物の管理に必要な保安上の措置に関する事項を追加する。

(2) 個人線量計及び積算線量計に係る記載変更

現在、個人被ばく線量及び環境測定に係る積算線量は、熱ルミネッセンス線量計（TLD）による測定を行っている。

線量計の種類（検出素子）は、使用済核燃料の再処理の事業に関する規則に要求はないが、個人被ばく線量は、「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」（原子力規制庁）の一部改正（令和5年10月1日施行予定）を踏まえ、日本適合性認定協会（JAB）の認定を受けた外部機関に委託して測定を行う予定である。積算線量は、現在運用中のTLDの生産終了（令和元年）及びその保守終了（令和8年）のため、外部機関への委託等により測定を行う予定である。

このため、外部に委託する場合、委託先により認定を受けた線量計の種類が異なることから、TLD以外の線量計も使用できるよう、線量計の種類（検出素子）を特定しない記載に変更する。

(3) 分離精製工場の受入基準（ウラン濃縮度）の変更

分離精製工場における硝酸ウラニルを受け入れる貯槽（一時貯槽）の核的制限値との整合性を図る。

(4) その他記載の適正化等

- 1) 品質マネジメントシステム文書名の適正化を行う。
- 2) 保全区域境界の適正化を行う。
- 3) 第49条の3（核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会）及び第51条の4（品質マネジメント計画）5.5.4 内部コミュニケーションに基づく核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会規則を明示する。
- 4) 核燃料物質使用施設等の建物の配置について現状の建物の配置との整合性を図る。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

別添

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定

改正前後比較表

令和5年 1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構



変更申請箇所を 〇 で示す。

改正前 (令和4年12月22日認可版)

第I-1図 ~ 第I-3図 (省略)

再処理施設保安規定	核燃料サイクル工学研究所 (二次文書)	再処理施設グレード分けの基準	再処理施設グレード分けの基準	再処理施設グレード分けの基準	再処理施設グレード分け	工務技術部 (二次文書)
再処理施設品質マネジメント計画書	本部 (二次文書)	文書・記録管理要領	文書・記録管理要領	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
4.1 一般要求事項	文書及び記録管理要領	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
4.2.3 文書管理	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	品質目標の設定管理要領	品質目標の設定管理要領	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
4.2.4 記録の管理	品質目標の設定管理要領	中央安全審査・品質保証委員会の運営について	中央安全審査・品質保証委員会の運営について	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
5.1 経営者の関与	品質目標の設定管理要領	マネジメントレビュー実施要領	マネジメントレビュー実施要領	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
5.4.1 品質目標	品質目標の設定管理要領	教育訓練管理要領	教育訓練管理要領	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
5.5.4 内部コミュニケーション	品質目標の設定管理要領	業務の計画及び実施管理要領	業務の計画及び実施管理要領	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
5.6 マネジメントレビュー	品質目標の設定管理要領	関連先の評価・選定管理要領	関連先の評価・選定管理要領	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
6.2.2 力量、教育、訓練及び評価	品質目標の設定管理要領	原子力安全審査実施要領	原子力安全審査実施要領	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
7.1 業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	不適合管理並びに是正及び未燃防止処置要領	不適合管理並びに是正及び未燃防止処置要領	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
7.2.3 外部とのコミュニケーション	業務の計画及び実施管理要領	改善	改善	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
7.3 設計・開発	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
7.4 調達	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
7.5 業務の実施	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
8.2.2 内部監査	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
8.2.4 検査及び試験	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
8.3 不適合管理	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)
8.5 改善	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	文書・記録管理要領	工務技術部 (二次文書)

〇 定期的な作業の観察及び評価実施要領書  
〇 安全ビジュアル実施要領書  
〇 保安活動指標(PA)設定評価要領書  
〇 フリーアクセス管理要領書

第I-4図 文書体系図(第51条の4 4.1項関係)

改正後

第I-1図 ~ 第I-3図 (変更なし)

再処理施設保安規定	核燃料サイクル工学研究所 (二次文書)	再処理施設グレード分けの基準	再処理施設グレード分けの基準	再処理施設グレード分け	工務技術部 (二次文書)
再処理施設品質マネジメント計画書	本部 (二次文書)	文書管理規則	文書管理規則	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
4.1 一般要求事項	文書・記録管理要領	品質記録の管理規則	品質記録の管理規則	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
4.2.3 文書管理	文書及び記録管理要領	経営者による見直し規則	経営者による見直し規則	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
4.2.4 記録の管理	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	教育・訓練管理規則	教育・訓練管理規則	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
5.1 経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	業務実施計画作成規則	業務実施計画作成規則	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
5.4.1 品質目標	品質目標の設定管理要領	設計・開発管理規則	設計・開発管理規則	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
5.5.4 内部コミュニケーション	品質目標の設定管理要領	購買管理規則	購買管理規則	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
5.6 マネジメントレビュー	品質目標の設定管理要領	運転及び保守の管理規則	運転及び保守の管理規則	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
6.2.2 力量、教育、訓練及び評価	品質目標の設定管理要領	検査・試験管理規則	検査・試験管理規則	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
7.1 業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	不適合管理並びに是正及び未燃防止処置規則	不適合管理並びに是正及び未燃防止処置規則	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
7.2.3 外部とのコミュニケーション	業務の計画及び実施管理要領	改善	改善	品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
7.3 設計・開発	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
7.4 調達	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
7.5 業務の実施	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
8.2.2 内部監査	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
8.2.4 検査及び試験	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
8.3 不適合管理	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)
8.5 改善	業務の計画及び実施管理要領			品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け	工務技術部 (二次文書)

〇 定期的な作業の観察及び評価実施要領書  
〇 安全ビジュアル実施要領書  
〇 保安活動指標(PA)設定評価要領書  
〇 フリーアクセス管理要領書

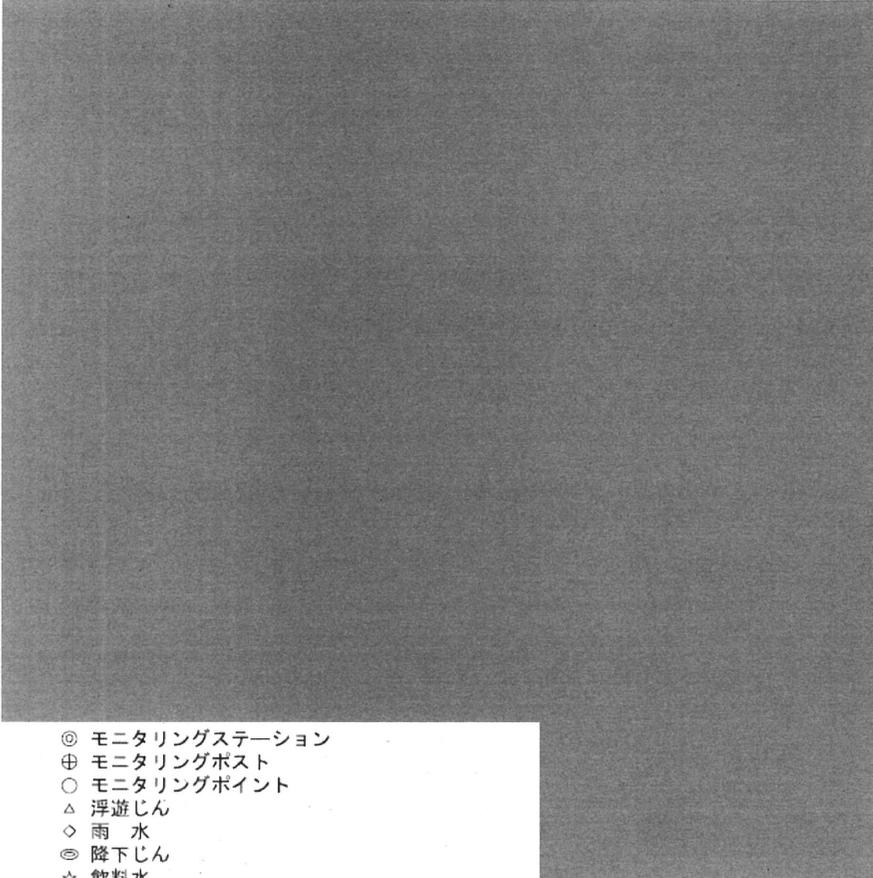
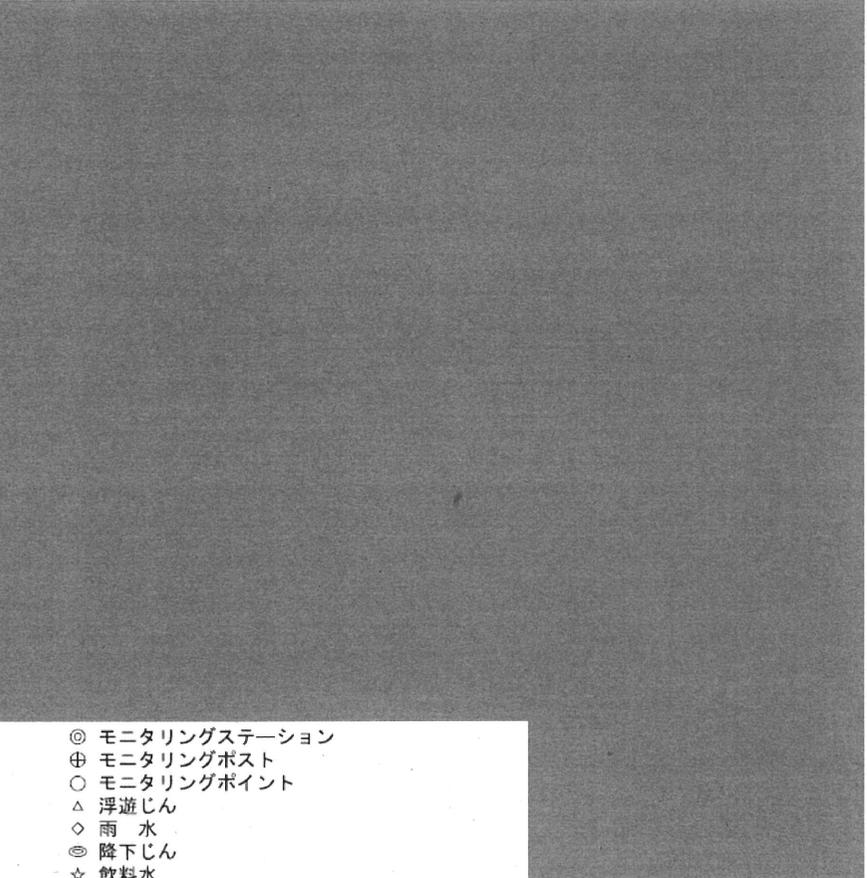
第I-4図 文書体系図(第51条の4 4.1項関係)

変更理由

〇核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会規則の明示のための追加  
〇核燃料サイクル工学研究所の品質マネジメントシステム文書の名称変更(定期的な作業の観察及び評価実施要領書→定期的な作業の観察及び評価要領書)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (図)

変更申請箇所を 〇 で示す。

改 正 前 (令和4年12月22日認可版)	改 正 後	変更理由
 <p>                     ◎ モニタリングステーション                      ⊕ モニタリングポスト                      ○ モニタリングポイント                      △ 浮遊じん                      ◇ 雨 水                      ⊗ 降下じん                      ☆ 飲料水                      ⊗ 表土                        ----- 周辺監視区域                      ----- 保全区域                      ----- 研究所敷地境界                        第IV-1図 環境試料等の採取又は測定場所 (周辺監視区域内)                      (第199条の4関係)                        第IV-2図 ~ 第IV-4図 (省略)                 </p>	 <p>                     ◎ モニタリングステーション                      ⊕ モニタリングポスト                      ○ モニタリングポイント                      △ 浮遊じん                      ◇ 雨 水                      ⊗ 降下じん                      ☆ 飲料水                      ⊗ 表土                        ----- 周辺監視区域                      ----- 保全区域                      ----- 研究所敷地境界                        第IV-1図 環境試料等の採取又は測定場所 (周辺監視区域内)                      (第199条の4関係)                        第IV-2図 ~ 第IV-4図 (変更なし)                 </p>	<p>                     ○第II-2図に合わせて保全区域境界の変更 (図中の二点鎖線の範囲)並びに建物の追加及び撤去に伴う変更を行う。                 </p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を\_\_で示す。

改正前 (令和4年12月22日認可版)		改正後		変更理由
第I-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第51条の4 4.2.1 関連) (1/2)		第I-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第51条の4 4.2.1 関連) (1/2)		
保安規定 関連条項	文書名*	保安規定 関連条項	文書名*	
第51条の4 4.1 一般要求事項	再処理施設グレード分けの基準 (センター) 品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け (放射線管理部) グレード分け要領書 (工務技術部)	第51条の4 4.1 一般要求事項	再処理施設グレード分けの基準 (センター) 品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け (放射線管理部) グレード分け要領書 (工務技術部)	○核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会規則の明示のための追加
第51条の4 5.1 経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (安全管理部) 安全文化の育成及び維持並びに関係法令の遵守活動に係る実施要領書 (研究所)	第51条の4 5.1 経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (安全管理部) 安全文化の育成及び維持並びに関係法令の遵守活動に係る実施要領書 (研究所)	
第51条の4 5.4.1 品質目標	品質目標の設定管理要領 (安全管理部) 品質目標管理要領書 (研究所)	第51条の4 5.4.1 品質目標	品質目標の設定管理要領 (安全管理部) 品質目標管理要領書 (研究所)	
第51条の4 5.5.4 内部コミュニケーション	「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」 (安全管理部) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会規則 (研究所) 再処理施設安全専門委員会規則 (研究所) CAP 活動実施要領書 (研究所)	第51条の4 5.5.4 内部コミュニケーション	「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」 (安全管理部) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会規則 (研究所) <u>核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会規則 (研究所)</u> 再処理施設安全専門委員会規則 (研究所) CAP 活動実施要領書 (研究所)	
第51条の4 5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領 (機構) 経営者による見直し規則 (センター)	第51条の4 5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領 (機構) 経営者による見直し規則 (センター)	
第51条の4 7.3 設計・開発	設計・開発管理規則 (センター) 設計・開発管理要領書 (放射線管理部) 設計・開発管理要領書 (工務技術部)	第51条の4 7.3 設計・開発	設計・開発管理規則 (センター) 設計・開発管理要領書 (放射線管理部) 設計・開発管理要領書 (工務技術部)	
第51条の4 7.4 調達	調達先の評価・選定管理要領 (契約部長) 購買管理規則 (センター) 調達管理要領書 (放射線管理部) 調達管理要領書 (保安管理部) 調達管理要領書 (工務技術部)	第51条の4 7.4 調達	調達先の評価・選定管理要領 (契約部長) 購買管理規則 (センター) 調達管理要領書 (放射線管理部) 調達管理要領書 (保安管理部) 調達管理要領書 (工務技術部)	
第51条の4 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	文書及び記録管理要領 (安全管理部) 文書・記録管理要領書 (研究所) 文書管理規則 (センター) 品質記録の管理規則 (センター) 文書・記録管理要領書 (放射線管理部) 文書・記録管理要領書 (保安管理部) 文書・記録管理要領書 (工務技術部)	第51条の4 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	文書及び記録管理要領 (安全管理部) 文書・記録管理要領書 (研究所) 文書管理規則 (センター) 品質記録の管理規則 (センター) 文書・記録管理要領書 (放射線管理部) 文書・記録管理要領書 (保安管理部) 文書・記録管理要領書 (工務技術部)	
第51条の4 8.2.4 検査及び試験	検査・試験管理規則 (センター) 検査及び試験管理要領書 (放射線管理部) 検査及び試験管理要領書 (保安管理部)	第51条の4 8.2.4 検査及び試験	検査・試験管理規則 (センター) 検査及び試験管理要領書 (放射線管理部) 検査及び試験管理要領書 (保安管理部)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を\_\_\_で示す。

改正前 (令和4年12月22日認可版)		改正後		変更理由
	検査及び試験管理要領書 (工務技術部)		検査及び試験管理要領書 (工務技術部)	
第51条の4 8.3 不適合管理 8.5 改善	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (安全管理部) 不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則 (センター) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (放射線管理部) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (保安管理部) 不適合管理及び是正・未然防止処置要領書 (工務技術部)	第51条の4 8.3 不適合管理 8.5 改善	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (安全管理部) 不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則 (センター) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (放射線管理部) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (保安管理部) 不適合管理及び是正・未然防止処置要領書 (工務技術部)	
第51条の4 8.2.2 内部監査	原子力安全監査実施要領 (機構)	第51条の4 8.2.2 内部監査	原子力安全監査実施要領 (機構)	
第I-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第51条の4 4.2.1 関連) (2/2)		第I-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第51条の4 4.2.1 関連) (2/2)		○核燃料サイクル工学研究所の品質マネジメントシステム文書の名称変更 (定期的な作業の観察及び評価実施要領書 →定期的な作業の観察及び評価要領書)
保安規定 関連条項	文書名*	保安規定 関連条項	文書名*	
第51条の4 7.1 業務の計画 第51条の4 7.5 業務の実施 第55条(非常事態の措置に係る計画) 第70条(放射線管理に係る計画) 第115条(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画) 第199条(環境監視に係る計画)	業務の計画及び実施管理要領 (安全管理部) 定期的な作業の観察及び評価 <b>実施</b> 要領書 (研究所) 安全ピアレビュー実施要領書 (研究所) 保安活動指標 (PI) 設定評価要領書 (研究所) 業務実施計画作成規則 (センター) 業務の計画及び実施要領書 (放射線管理部) 業務の計画及び実施管理要領書 (保安管理部) 業務の計画及び実施管理要領書 (工務技術部) 運転及び保守の管理規則 (センター)	第51条の4 7.1 業務の計画 第51条の4 7.5 業務の実施 第55条(非常事態の措置に係る計画) 第70条(放射線管理に係る計画) 第115条(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画) 第199条(環境監視に係る計画)	業務の計画及び実施管理要領 (安全管理部) 定期的な作業の観察及び評価要領書 (研究所) 安全ピアレビュー実施要領書 (研究所) 保安活動指標 (PI) 設定評価要領書 (研究所) 業務実施計画作成規則 (センター) 業務の計画及び実施要領書 (放射線管理部) 業務の計画及び実施管理要領書 (保安管理部) 業務の計画及び実施管理要領書 (工務技術部) 運転及び保守の管理規則 (センター)	
第51条の4 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 第52条(保安教育) 第53条(保安訓練)	教育訓練管理要領 (安全管理部) 教育・訓練管理規則 (センター) 教育・訓練要領書 (放射線管理部) 教育・訓練要領書 (保安管理部) 教育・訓練管理要領書 (工務技術部)	第51条の4 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 第52条(保安教育) 第53条(保安訓練)	教育訓練管理要領 (安全管理部) 教育・訓練管理規則 (センター) 教育・訓練要領書 (放射線管理部) 教育・訓練要領書 (保安管理部) 教育・訓練管理要領書 (工務技術部)	
第51条の4 7.2.3 外部とのコミュニケーション	フリーアクセス管理要領書 (研究所)	第51条の4 7.2.3 外部とのコミュニケーション	フリーアクセス管理要領書 (研究所)	
* 機構 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究所 : 核燃料サイクル工学研究所 センター : 再処理廃止措置技術開発センター		* 機構 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究所 : 核燃料サイクル工学研究所 センター : 再処理廃止措置技術開発センター		
第I-1-(2)表 ~ 第II-7表 (省略)		第I-1-(2)表 ~ 第II-7表 (変更なし)		



核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を\_\_で示す。

改正前 (令和4年12月22日認可版)							改正後							変更理由
第IV-1表 陸上環境放射能監視計画 (第199条の4関係)							第IV-1表 陸上環境放射能監視計画 (第199条の4関係)							
測定対象		採取		測定		備考	測定対象		採取		測定		備考	
		採取点	頻度	項目	頻度				採取点	頻度	項目	頻度		
空間放射線	線量率	周辺監視区域内 9点* 周辺監視区域外 3点*	連続	γ線	連続	モニタリングポスト 8基 モニタリングステーション 4基	空間放射線	線量率	周辺監視区域内 9点* 周辺監視区域外 3点*	連続	γ線	連続	モニタリングポスト 8基 モニタリングステーション 4基	
	積算線量	周辺監視区域内 15点* 周辺監視区域外 25点*	連続	γ線	1回/3か月	モニタリングポイント (TLD使用)		積算線量	周辺監視区域内 15点* 周辺監視区域外 25点*	連続	γ線	1回/3か月	モニタリングポイント	
空	浮遊じん	周辺監視区域内 3点	連続	全α放射能 全β放射能	1回/週		空	浮遊じん	周辺監視区域内 3点	連続	全α放射能 全β放射能	1回/週		
		周辺監視区域外 4点		<sup>90</sup> Sr, <sup>137</sup> Cs, <sup>239</sup> Pu	1回/3か月	測定試料は採取点別混合			周辺監視区域外 4点		<sup>90</sup> Sr, <sup>137</sup> Cs, <sup>239</sup> Pu	1回/3か月	測定試料は採取点別混合	
気	ヨウ素	周辺監視区域内 1点	連続	<sup>131</sup> I	1回/週	モニタリングステーション	気	ヨウ素	周辺監視区域内 1点	連続	<sup>131</sup> I	1回/週	モニタリングステーション	
		周辺監視区域外 3点							周辺監視区域外 3点					
	気体状β放射能濃度	周辺監視区域内 1点*	連続	<sup>85</sup> Kr	連続	モニタリングステーション		気体状β放射能濃度	周辺監視区域内 1点*	連続	<sup>85</sup> Kr	連続	モニタリングステーション	
		周辺監視区域外 3点*							周辺監視区域外 3点*					
水分	周辺監視区域外 2点	連続	<sup>3</sup> H	1回/月	モニタリングステーション (ひたちなか市長砂・高野) 採取不能の場合はこの限りではない。	水分	周辺監視区域外 2点	連続	<sup>3</sup> H	1回/月	モニタリングステーション (ひたちなか市長砂・高野) 採取不能の場合はこの限りではない。			
雨水	周辺監視区域内 1点	連続	<sup>3</sup> H	1回/月	安全管理棟屋上 採取不能の場合はこの限りではない。	雨水	周辺監視区域内 1点	連続	<sup>3</sup> H	1回/月	安全管理棟屋上 採取不能の場合はこの限りではない。			
降下じん	周辺監視区域内 1点	連続	全β放射能	1回/月	安全管理棟屋上	降下じん	周辺監視区域内 1点	連続	全β放射能	1回/月	安全管理棟屋上			
飲料水	周辺監視区域内 1点 周辺監視区域外 3点	1回/3か月	全β放射能 <sup>3</sup> H	1回/3か月	周辺監視区域外3点: 東海村照沼 ひたちなか市長砂、西約10km点	飲料水	周辺監視区域内 1点 周辺監視区域外 3点	1回/3か月	全β放射能 <sup>3</sup> H	1回/3か月	周辺監視区域外3点: 東海村照沼 ひたちなか市長砂、西約10km点			
葉菜	周辺監視区域外 3点	1回/3か月	<sup>131</sup> I	1回/3か月	周辺監視区域外3点: 東海村照沼 ひたちなか市長砂、西約10km点 採取不能の場合はこの限りではない。	葉菜	周辺監視区域外 3点	1回/3か月	<sup>131</sup> I	1回/3か月	周辺監視区域外3点: 東海村照沼 ひたちなか市長砂、西約10km点 採取不能の場合はこの限りではない。			
			<sup>90</sup> Sr, <sup>137</sup> Cs, <sup>239</sup> Pu	1回/年					<sup>90</sup> Sr, <sup>137</sup> Cs, <sup>239</sup> Pu	1回/年				
精米	周辺監視区域外 3点	1回/年	<sup>14</sup> C, <sup>90</sup> Sr	1回/年	周辺監視区域外3点: 東海村照沼 ひたちなか市長砂、西約10km点 採取不能の場合はこの限りではない。	精米	周辺監視区域外 3点	1回/年	<sup>14</sup> C, <sup>90</sup> Sr	1回/年	周辺監視区域外3点: 東海村照沼 ひたちなか市長砂、西約10km点 採取不能の場合はこの限りではない。			
牛乳	周辺監視区域外 2点	1回/3か月	<sup>131</sup> I	1回/3か月	周辺監視区域外2点: ひたちなか市 部田野、西約10km点 採取不能の場合はこの限りではない。	牛乳	周辺監視区域外 2点	1回/3か月	<sup>131</sup> I	1回/3か月	周辺監視区域外2点: ひたちなか市 部田野、西約10km点 採取不能の場合はこの限りではない。			
			<sup>90</sup> Sr	1回/年					<sup>90</sup> Sr	1回/年				
表土	周辺監視区域内 2点 周辺監視区域外 3点	1回/年	<sup>90</sup> Sr, <sup>137</sup> Cs, <sup>239</sup> Pu	1回/年		表土	周辺監視区域内 2点 周辺監視区域外 3点	1回/年	<sup>90</sup> Sr, <sup>137</sup> Cs, <sup>239</sup> Pu	1回/年				
河川水	新川 3点 久慈川上流 1点	1回/6か月	全β放射能 <sup>3</sup> H	1回/6か月		河川水	新川 3点 久慈川上流 1点	1回/6か月	全β放射能 <sup>3</sup> H	1回/6か月				
河底土	新川 3点 久慈川上流 1点	1回/6か月	全β放射能	1回/6か月		河底土	新川 3点 久慈川上流 1点	1回/6か月	全β放射能	1回/6か月				

○記載の適正化(備考欄の他の記載に合わせて、線量計の記載を削除)

備考 \*: 各測定対象の測定地点数を示す。  
連続: 点検、保守などに伴う一時的な停止を除く。  
<sup>239</sup>Pu: <sup>239</sup>, <sup>240</sup>Puを示す。

備考 \*: 各測定対象の測定地点数を示す。  
連続: 点検、保守などに伴う一時的な停止を除く。  
<sup>239</sup>Pu: <sup>239</sup>, <sup>240</sup>Puを示す。

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を\_\_で示す。

改正前 (令和4年12月22日認可版)					改正後					変更理由
第IV編 第IV-2表 ~ 第IV-3表 (省略)					第IV編 第IV-2表 ~ 第IV-3表 (変更なし)					
第IV-4表 環境監視野外設備の構成及び配置 (第199条の4関係)					第IV-4表 環境監視野外設備の構成及び配置 (第199条の4関係)					○積算線量計の種類 (TLD) を特定しない記載に変更
設備	測定又は採取	機器名	配置	備考	設備	測定又は採取	機器名	配置	備考	
モニタリングステーション	線量率 (γ線)	ガンマ線線量率計 検出器: NaI(Tl)シンチレーション検出器	安全管理棟 1	安全管理棟において集中監視	モニタリングステーション	線量率 (γ線)	ガンマ線線量率計 検出器: NaI(Tl)シンチレーション検出器	安全管理棟 1	安全管理棟において集中監視	
	空气中ガス	気体状ベータ放射能測定装置	東海村舟石川 1			東海村舟石川 1				
	空气中浮遊じん	ダストサンプラ	ひたちなか市長砂 1	週1回の巡回による試料の回収とその測定		空气中浮遊じん	ダストサンプラ	ひたちなか市長砂 1		
	空气中ヨウ素	ヨウ素サンプラ	ひたちなか市高野 1			空气中ヨウ素	ヨウ素サンプラ	ひたちなか市高野 1		
空気水分中 <sup>3</sup> H	トリチウムサンプラ	ひたちなか市長砂 1	月1回1週間の連続サンプリング	空気水分中 <sup>3</sup> H	トリチウムサンプラ	ひたちなか市長砂 1	月1回1週間の連続サンプリング			
		ひたちなか市高野 1		ひたちなか市高野 1						
モニタリングポスト	線量率 (γ線)	ガンマ線線量率計 検出器: NaI(Tl)シンチレーション検出器	周辺監視区域内 8	安全管理棟において集中監視	モニタリングポスト	線量率 (γ線)	ガンマ線線量率計 検出器: NaI(Tl)シンチレーション検出器	周辺監視区域内 8	安全管理棟において集中監視	
モニタリングポイント	線量率 (γ線)	積算線量計 (TLD)	周辺監視区域内 1 5 周辺監視区域外 2 5	3か月ごとに積算線量の測定	モニタリングポイント	線量率 (γ線)	積算線量計	周辺監視区域内 1 5 周辺監視区域外 2 5	3か月ごとに積算線量の測定	
第IV-5表 ~ 第IV-7表 (省略)					第IV-5表 ~ 第IV-7表 (変更なし)					